介護サービス情報公表状況

**１．「介護サービス情報の公表」とは**

介護保険制度は、サービスの利用者自らが介護サービス事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度です。しかし、利用者がサービスを利用する際に、必要とされるサービスに関する情報が不足していることから、介護保険法に基づき、平成１８年４月からすべての事業者に対して、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられました。
この「介護サービス情報の公表」制度により、利用者は各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分にあったより良い事業者を選択することができるようになりました。介護サービスを利用する際に、ぜひご活用ください。

平成28年度

公表日：平成28年9月30日

**評価結果は下記アドレスをクリックしてください。**

[ファミリーマイホーム介護サービス情報の公表結果](http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/index.php?action_kouhyou_detail_2016_024_kani=true&JigyosyoCd=1372900421-00&PrefCd=13&VersionCd=024)